

佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務
企画提案業者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務企画提案（以下「企画提案」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市臼田地区生涯活躍のまち事業化に関する調査等業務企画提案業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、企画提案について、別に定める基準に基づき、審査及び評価を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、地域局長をもって充て、副委員長は、臼田支所長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 長野県 佐久地方事務所 地域政策課長
- (2) 長野県 佐久地方事務所 建築課長
- (3) 佐久市 総務部長
- (4) 佐久市 企画部長
- (5) 佐久市 福祉部長
- (6) 佐久市 経済部長
- (7) 佐久市 建設部長

4 委員長、副委員長及び委員は、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から企画提案の審査及び評価の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐久市地域局地域整備室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月3日から施行する。